

## はじめに

本調査は、諸外国におけるインターネットカフェ関連の法制について、インターネットカフェにおける利用者の本人確認義務及び通信記録の保存義務の有無等、当該法制の検討の経緯や背景、当該国におけるインターネットカフェの現状等の調査を行ったものである。

我が国においてインターネットは、個人や企業等の組織の社会・経済活動に深くかかわっており、極めて重要なインフラとなっている。反面、インターネットを悪用した様々な犯罪が増加・多様化しつつあり、いまや大きな社会問題になっている。

とりわけ最近では、本人確認をしないまま利用者にインターネット端末を利用させるインターネットカフェの店舗が、犯罪を企図する者にとって匿名性が高い好都合な犯行の場となっている。

このような現状にあっては、インターネットカフェにおける本人確認のあり方等について検討を行うことが喫緊の課題となっている。そのため、具体的な検討の一助とすべく、すでにインターネットカフェの利用に関する法制度が存在する諸外国について、当該法制の実態を把握するため、本調査を実施した。

調査対象国は、インターネットカフェに関連する法規制の実態がある国として、ドイツ、フランス、イタリア、中国、韓国の5か国である。各国の関連する法制について、文献調査及び関係者からのヒアリングによる調査を行い、法令条文の翻訳作業を行うとともに、比較分析を行った。

本調査が、我が国のサイバー犯罪への対応策を検討する上で活用され、より安全なインターネット社会の構築に寄与することとなれば幸いである。

平成 19 年 11 月  
財団法人 社会安全研究財団